# 受動喫煙防止対象施設と受動喫煙防止対策事業助成金

第一種施設 学校、病院、児童福祉施設、 行政機関の庁舎など

原則敷地内禁煙 令和元年7月1日から規制適用 第二種施設 第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設

> 原則屋内禁煙 令和2年4月1日から規制適用

- ①喫煙専用室
- ②指定たばこ専用喫煙室

(飲食店は一部例外あり)

③既存特定飲食提供施設「喫煙可能室」

## ①喫煙専用室

店内での飲食等は不可

喫煙室の技術基準 出入口において内側に気流 0.2m/秒 外側に流出しないように区画 施設の屋外に排気 (フロア分煙も可能)

【出入口に標識】

- 喫煙専用室
- ・20歳未満の者の立入禁止

→ ②指定たばこ専用喫煙室 加熱式たばこに限り、飲食可能

喫煙室の技術基準 出入口において内側に気流 0.2m/秒 外側に流出しないように区画 施設の屋外に排気 (フロア分煙も可能)

### 【出入口に標識】

- ・加熱式たばこ専用喫煙室
- ・20歳未満の者の立入禁止



### 助成金を受けて店内に喫煙室を設けたい方(受動喫煙防止対策事業助成金)

- ○従業員 (アルバイトを等を含む) を一人でも雇用する事業所 → 青森労働局 (017-734-4113)
- ○一人親方の方(ご家族で営業している方) → (公財)青森県生活衛生営業指導センター (017-722-7002)

#### 喫煙目的施設

喫煙を主目的とするバー、スナック等

喫煙可能 令和2年4月1日から規制適用

- ○たばこの販売許可を得ており、たばこの対面販売 (出張販売を含む)をしていること
- 〇通常主食と認められる食事を主として提供してい ないこと(出前、電子レンジはOK)
- 〇技術基準をみたすこと

【出入口に標識】

・喫煙目的室 ・20歳未満の者の立入禁止

③既存特定飲食提供施設「喫煙可能室」 店内での喫煙、飲食が可能

#### 経過措置

令和2年4月1日時点で営業していること 資本金・出資金の総額が5,000万円以下 客室部分の床面積が100㎡(約30坪)以下 以上の要件をすべて満たす施設

### 保健所への届出

【出入口に標識】

- ・喫煙可能室 又は 喫煙可能店
  - ・20歳未満の者の立入禁止